

補助金の受領に

代理受領制度

が利用できます

【代理受領制度とは】

建物所有者（申請者）が静岡市の補助制度を申請して補助金を受けの場合に、補助金の請求と受領を建築士又は工事業者へ委任することにより、補助金が市から建築士又は工事業者に直接支払われる制度です。

申請者は、事業費から補助金額を差し引いた金額を用意すれば耐震診断、補強計画又は耐震補強工事を行うことができるようになるため、当初の費用負担を軽減することができます。

【制度の対象】

建築物耐震診断事業、建築物補強計画策定事業、建築物耐震補強事業、要安全確認計画記載建築物除却事業のうち、診断、補強計画又は工事に要する費用が補助金の額以上のもの

（例）要安全確認計画記載建築物除却事業の工事費が**1億3000万円**の場合



お問合せ | 静岡市 建築安全推進課 安全推進係

☎ 054-221-1124

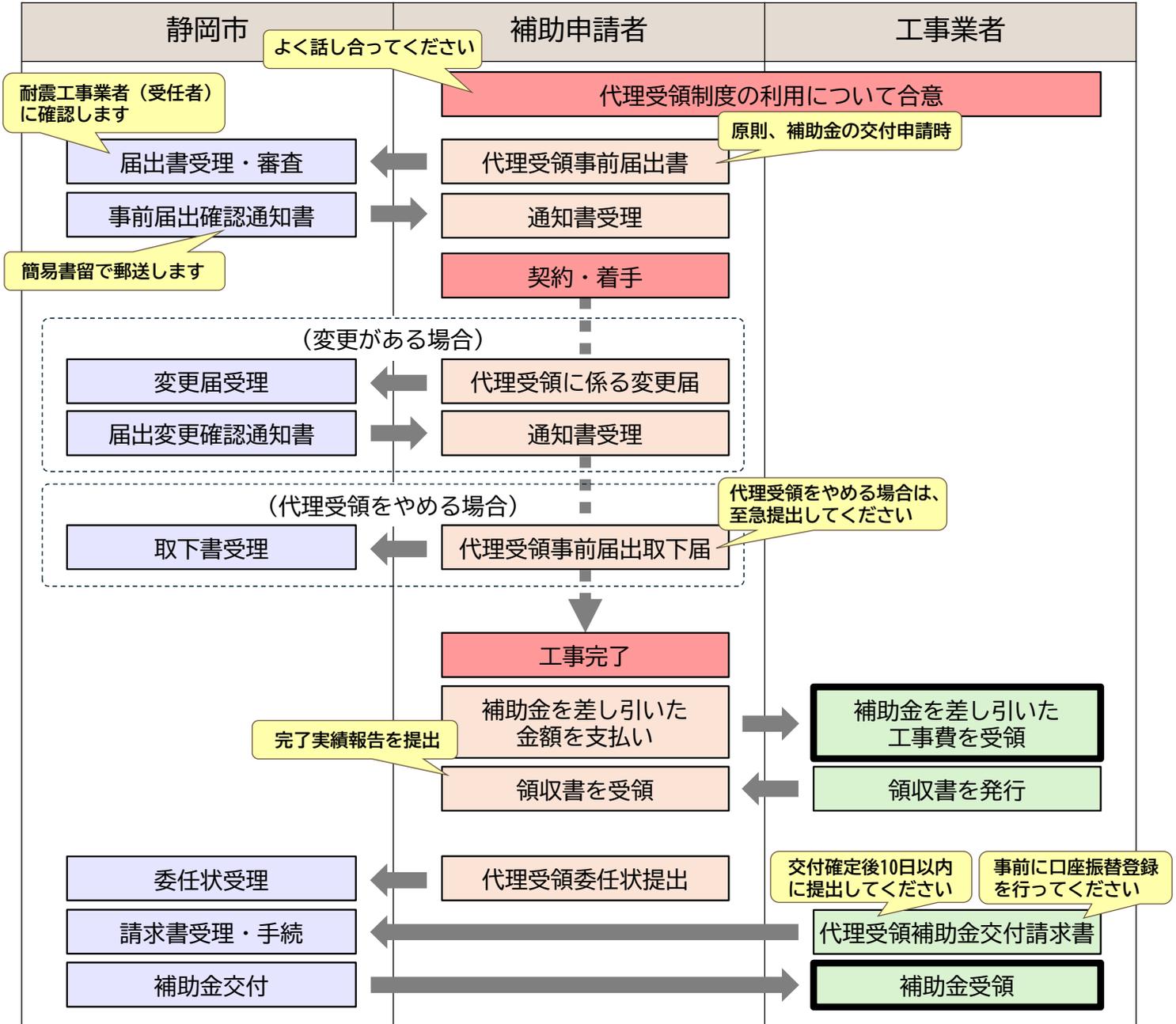
〒 420-8602 静岡市葵区追手町5番1号(静岡庁舎5階)

詳細は裏面へ

【代理受領制度を利用するにあたって】

申請者と受任者（建築士又は工事業者）との**合意が必要**です。
 制度を利用する場合は、受任者とよく話し合ってください。

【代理受領制度の流れ】



【申請者の方へ】

申請者が、代理受領制度の利用を希望しているという意思確認のため、**簡易書留**で事前届出確認通知書を郵送します。

代理受領制度の利用をやめたい場合には、至急ご連絡ください。

【受任者（建築士又は工事業者）の方へ】

代理受領の受任者となるためには、静岡市へ**事前に口座振替の登録が必要**です。
 口座振替登録の方法は、下記の問合せ先にご連絡ください。

※補助金の受領時期は、申請者からの事業費受領時期に比べ遅くなります。

お問合せ | 静岡市 建築安全推進課 安全推進係

☎ 054-221-1124

〒 420-8602 静岡市葵区追手町5番1号(静岡庁舎5階)